

「補償原理」再論

大 政 憲 一

I. はじめに

筆者はここ10年近く、個人、集団、あるいは国家の行為の動機にみられる補償行為ないしは補償過程を通して、経済社会を分析しうる視角を持ちうるのではないかとの基本的認識を持ちつづけてきたのであるが、先般「〈補償原理〉について」⁽¹⁾をとりまとめることができた。そこでは、アダム・スミス『国富論』の中に、150ヶ所以上にわたって散見せられる補償概念を、三つの観点すなわち、(1)、厚生経済学的価値判断としての補償原理、(2)、所得調整もしくは価格調整原理としての補償原理、(3)、(1)および(2)の総合としての行為主体における補償原理、としての視点から整理をして、その上にさらに現代の世界経済の歴史的運行を分析、理解する手がかりを求めようとしたものであった。それは、ある意味において筆者なりの国富論の読み方でもあった。

本稿では、スミスのもう一方の主著たる『道徳情操論』における人間研究、人間観察を通して、先稿の補償原理のスミス体系中での位置づけ、意味などを考えてみようとするものである。

論考の終りにおいて、「このような見方が妥当性をもつとするならば、資本蓄積条件と分配条件との関係における補償的過程にも応用しうるであろう」⁽²⁾として、ただちに各方面への応用の可能性を示しつつも、その例として、第二次世界大戦後のわが国復興期における傾斜生産方式にみられる強制貯蓄 (forced saving) と、一定期間後の分配上の果実の入手といった、

ある意味で政策的なシムペータ体系との関連における再解釈の可能性を挙げて、それらの実証分析は他日にまちたいとしたのであるが、そのような応用分析に入る前に、蓄積条件と分配条件の関係についてのスミスの論究を検討することからはじめたい。

つづいて、スミスの『道徳情操論』における、体系形成原理たる同感＝是認の原理の説明を通じて補償原理との関係について述べることにする。

II. 階級相互間の補償過程

スミスは、自利心により助長された人間の交換本能が、分業、市場の拡大、資本蓄積それぞれの間の相互作用をとまなう依存関係を拡大・深化させることにより、国富の増大をもたらすものと考えた。その際、国富は先稿で述べた通り

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{真の富} = \text{純所得} = \text{賃金} + \text{利潤} + \text{地代} \\ \text{全年生産物} = \{ \text{所得部分 (利潤} + \text{地代)} \} + \left\{ \begin{array}{l} \text{資本 (capital) を回復す} \\ \text{るために充てられる部分} \end{array} \right\} \\ \text{〃} = (\text{全住民の消費}) + (\text{社会の総資財 general stock}) \end{array} \right.$$

で示されたものである。そしてまた国富の増大あるいは分業にもとづく社会の改善進歩が賃金、利潤、地代にいかなる影響を与えるかについても分析をしているので、この点を足がかりにして検討する。『国言論』第一篇「労働の生産力増進の諸原因、及び労働生産物の一国民諸階級 (among the different Ranks of the People) に自然に分配される順序⁽³⁾について」において、自然価格を構成する三つの要素について詳論した後に、地代論の末尾部分において、次の二つの結論を手短かに述べている。

一つは、「だが、社会の進歩の自然の結果として、殆んど凡ての製造品の真（実質）価格は漸落する。工業労働の真価格は、恐らく、凡ての製造品を通じて例外なく低減する。蓋しヨリよき機械、技巧の増進に因り、一層適当な分業に因り、——これらはみな社会の進歩の自然の結果である——何でも一つの仕事を仕とげるに要する労働量は益々少なくなる。そして社会が繁栄の状態にあるために、労働の真価格は大いに上ることがあつ

企業家像には、単に歴史的隔たりでは説明しがたい異質性を感じもするが、その点はさておき、そうであれば、工業生産物の価格の低落傾向を結論づけた以上、第三階級の利潤の低下を、どこかでカバーしなければならない。まさにこのことに関連して、スミス自身は恐らく重商主義体系批判を念頭に置いていたと思われるにしても、市場の拡大と競争の制限が包括的な文脈の中で位置づけられなければならないと思われる。

ここにも、筆者のいう〈補償原理〉が働いていると思うのである。

また、利潤率の低下に関してのスミスの見解も、歴史的に趨勢的に低下傾向としてではなくて、特定の国家、社会の興亡の歴史の中での利潤率のサイクルという意味においてとらえるならば Sidney Homer の A History of Interest Rates⁽⁸⁾において、古代から現代に至るまで、その帝国（国家）の最盛期に最低の利子率（従ってまた、スミスに即して考えれば、利潤率も）が実現し、衰亡に向って高利子率（高利潤率）が実現することの指摘がなされているが、目下のわが国の状況を考えてみても、ほぼ妥当なる見方と思われる。

ところで、利潤率（利子率）の低下をどこで、何によって補償するかとなれば、大別して、三つの方法があるであろう。

- (1) 相対的分け前 (relative share) において
- (2) 新たな利潤機会の発見を通じて
- (3) 競争制限によって

さらに、これら実物的側面に加えて、貨幣的側面からの作用もあることはもちろんだが、上の順に簡単に説明しておく。

(1)については、直接的に賃金（率）あるいは、地代（率）を引下げることによる方法と、地代の引下げにより、実質賃金の引下げ効果により、賃金引下げにより補償しようとするもの。

(2)については、(イ)新たな市場 (new frontier) の開拓（ここには戦争等も入る）(ロ)スクラップアンドビルト。(ハ)、種々な技術進歩、技術革新を通じて、

(3)については、スミスの時代から現代に至るまでのさまざまな形の競争制限措置を通じて。

これらのいずれか、あるいはその様々なコンビネーションをもって、補償過程が遂行されることにより、純粹に経済的にも、経済社会のダイナミズムを生み出してきたし、今後とも、一層そうであろうと思われる。この点に関するスミスの認識は、周知の通り、それ程強くはなかったように思われる。

以上を、諸階級相互間における補償過程（補償原理の作用）と呼ぶとするならば、先に筆者が、所得調整もしくは、価格調整原理としての補償原理と呼んだものは、いわば、各諸階級内で、独立して行われる補償過程のことであった。これらについては様々に検討の余地があるが、紙巾の関係で省略する。

しかしながら、スミスが『道徳情操論』で論じているところの、自然の瞞着ともいうべき形で、分業の結果、直接、何ら生産的労働にたずさわらない人々（研究者）の利己心、産業心により発見、発明せられたるものが、各種の経済過程に導入せられて、幸運にも、厳しい階級対立が回避せられようという形で、自然の補償的過程が進行する場合も、大いにありうることではある。

Ⅲ. 『道徳情操論』における同感＝是認の原理と徳の成立

スミスは The Theory of Moral Sentiments の最終の第7部、「道徳哲学の諸学説について」において、われわれの道徳情操の本質と起源とに関して樹立せられた種々の学説を批判的に検討し、その上で、道徳の諸原理を論ずるにあたっては二つの問題を考慮せねばならぬと考えた。その一つは、美德はどこに存するかの問題であり、他は、美德の性格がいかなるものであろうとも、道徳的判断はいかなる心意の中の勢力あるいは能力にもとづいて行なわれるかという問題である。⁽¹⁰⁾前者は美德の内容およびその判断基準の問題であり、後者はその道徳を成立せしめる基礎的原理、すなわち

認の原理 the Principle of Approvation の問題である。ところでスミスにとってこの二つの問題のうち、後者の是認の原理こそが最も重要な問題でありかつ前者はそれに包摂され統一されているところにその特色があるとみることは周知の通りであろう。

そこで本稿ではこの後者の問題にしぼってスミスの是認の原理の特色を抽出することにする。

ここでスミスは三つの学説を示している。(1)自愛心 (self-love) に由来するとする説、(2)理性 (reason) に由来するとする説(3)情操 (感情) (sentiments) に由来するとする説。(1)については、T. ホブズならびに彼の追隨者の学説は「非常に夥しい混乱と不正確⁽¹¹⁾」に満ちていると批判し、(2)についても、ホブズの社会契約説を批判した後で、「……しかしながら、たとい理性は道徳上の一般原則の源泉であり、またわれわれがそのような原則に準拠して下すあらゆる道徳的判断の源泉であることは疑いないとしても、正・邪に関する最初の知覚が、ことに一般原則を形造る基礎であるところの経験が正しいかどうか、というような特殊の場合においてさえも、理性からこれを導き出すことができると考えるほど全く矛盾した、わけのわからぬ話はない。このような最初の知覚は、あらゆる一般原則が形造られる基礎となっているすべての他の経験と同様に、理性の対象となることは出来ないが、しかし直接的な感覚ならびに感情の対象となることはできるのである。」⁽¹²⁾

(3)については、二分して一つは、師ハチソンの道徳感 (moral sense)、他は同感 (sympathy) によるとする説、これらに対して、は先ず第一に、道徳的是認は、対象により感情の変化はあってもその本質は同一の一般的な感情であって何ら特殊的感情ではないこと、第二に、道徳的是認や否認は、単に他人の行為や感情に対してだけではなく、それに対する第三者の是認や否認に対しても成立するのであるが、これを説明しえない。

スミスは、われわれが、あるものを是認し、他のものを否認するその区別の過程には、これら諸学者の論じた、同感、想像力、理性および省察を

含む複雑な諸能力と諸性向を必然的ともなるものであるとの見解に達したのである。これをもって、自らの同感＝是認の原理の出発点としたわけである。⁽¹³⁾

そこで、副題に示されている通り、先ずもって隣人（主たる当事者、以下当事者と略す）の行為と、その観察者の双方における感情の交流において、その行為の適正（propriety）を判断することからはじめるのだが、同書の冒頭部分において、次のように述べている。

「人間というものは、これをどんなに利己的なものと考えてみても、なおその性質の中には、他人の運命に気を配り、他人の幸福を見ることが気持がいい、ということ以外になんら得るところがない場合でも、それらの人達の幸福が自分自身にとってなくてはならぬもののように感じさせる何らかの原理（some principles）が存在することはあきらかである。……〈憐憫〉とか〈同憂〉とかいう言葉は、他人の悲しみに対して抱くわれわれの同胞感情（fellow-feeling）をあらわすのにふさわしい言葉である。同感（sympathy）という言葉の意味は、おそらくもとはこれらの言葉と同じであったかもしれないが、しかし今日では、いかなる種類の情感（passion, emotion）であろうと、このような情感に対してわれわれが抱くあらゆる種類の同胞感情を示すためにこの言葉を用いても、大して誤りではない。⁽¹⁴⁾」

その際、観察者は、事情に精通した注意深い、公平な観察者（attentive and impartial spectator）でなければならぬことが要請される。つまり彼の同感の基礎となるべき、ある想像上の立場の交換をできるだけ完全に行なおうと努力せねばならない。しかしながら、当事者の本来的に澁刺とした原感情（original passion）と観察者の二次的同感的感情（sympathetic emotion）の開きは、いかんともしがたいけれども、それを埋めようとする問題が残る。

一方の当事者の側からの、観察者の感情を顧慮して情感の激しさを緩めようとする努力であり、もう一方の観察者の側からの、一層の同感移入に

よってである。その双方向の感情の流れの均衡するところの同感の高さ(程度)をもって適正(中庸)と判断を下すというわけである。もちろん、この道徳的適正点を示す情感の中庸の程度(mediocrity)は様々な情感に応じて異なるものでもある。⁽¹⁵⁾

なお注意すべきことは、当事者の行為の動機への同感と、他方、行為の結果利害を受ける立場の人からの行為者への感謝(報恩)あるいは報復の情感の流れについての観察者の同感という、いわば三者間の感情交流についても同様たることはもちろんである。

ところで、ここで重要なことは、当事者と観察者の間での情感の交流を越えて、彼らをとりまく、他の観察者との間にも同感の成立が予想されることである。このことにより同感にもとづく適正の認識(是認)の原理が個(人)的なものから社会的連関をもった判断となることができるとである。

次いで、同様の作業を自己自身の行為の道徳的判断の場合に適用する。すなわち、自己自身が当事者でありかつ観察者であるという場合には、自己の分割を通して情感の相互交流を行なうとみる。その際、分割された自己のうち、公平な観察者の立場に対応するのが、「胸中の居住者(理想的人間)」、「内なる人」「偉大なる裁判官」「偉大なる観察者」、「半神」⁽¹⁶⁾等々と名づけられているが、それは、人間生活の中で経験的に形成されるころの良心(conscience)を有する想像上の公平無私なる観察者である。しかも、この自己是認をさらに他者が是認してくれた時に、われわれの幸福と満足を非常に強いものにするものである。

以上のように、同感にもとづく公平なる観察者の是認によって、われわれの行為の道徳的(倫理的)判断がなされるというのが、スミスの主張の中心である。みられる通り、われと他者との間、しかもその多様な社会的平面での情感の複合的交流に対する同感の有無を通じて、行為の適正性を判別しようとするものであり、そこに道徳体系の根幹があるとするものである。しかしながら、スミスの偉大さは、人性の利己的な原始的な感情

にもとづく自己欺瞞の可能性の認識とそれに対する是認の原理による一貫の処置を行っていることにみられる。

「自己の行為の道徳的適正に関するわれわれ自身の判断の適確性を歪曲するためには、(偉大な不公平なる観察者が身近かにいると同時に、無関係な公平無私なる観察者が非常な遠方にいる時とならんで)、真実の公平無私なる観察者が身近かに、あるいは目前にいる場合でも、われわれ自身の利己的な諸情感の暴威と不正だけでも、時によると胸中に住む内部の人間をして、事柄の真の事情から見て正当と認めうる報告とは非常に異った報告をなさせるに十分である。……そしてこのような人類のより致命的な弱点である自己欺瞞 (self-deceit)、は人生における諸混乱のおそらく半数がそこから発生する源泉である。……従って、真の観察者の立場からみれば、一般に改心 (reformation) は不可避であり、そうしなければ、われわれの目前に現われる光景に耐えることはできないであろう。」⁽¹⁷⁾

しかしながら、とスミスはいう、「……自然は——これは非常に大切なことであるが——人類のこの弱点を全く救助の余地のないものとしてはおこななかった。あるいはまた自然はわれわれを見捨てて完全に利己心の欺瞞の虜としてはおこななかった、絶えず他人を観察しているうちに、われわれはいかなることがこれをなすのに妥当であり、道徳的に適正であるか、あるいは回避すべきかに関して、知らず知らずのうちに自らある種の一般原則 (general rules) を作り上げるようになるものである」⁽¹⁸⁾と。

その形成は、究極においては、われわれの自然的な感覚たる道徳能力 (moral faculties) が、個々の特殊事例に際して是認あるいは否認したりする経験にもとづくと考えている。そうして、今度はいま形成された一般原則に対する世間の人々の同感是認によって受容確立せられるようになれば、逆にそれらによって個々の複雑にして曖昧な行為の判定がなされているようになるというのである。当然のことながらそれらを守ろうとする義務感 (sense of duty) が生じざるを得ない。従って、この一般原則は、偉大なる良心はもちろんのこと卑小な利己心に至るまでのすべてが従わざるを

得ない程度の一般的ルールであって、それゆえ、普通一般の大多数の人々は、自らの行為に際して良心よりもこれを準拠とする、とスミスはいう。

…それは人間生活において最大の重要性をもつ原理であり、また非常に多数の人類がそれによって自己の行動を支配することのできる唯一の原理である⁽¹⁹⁾」

しかもその際、経済的に形成せられた一般原則は、理性的、学問的、哲学的彫たくにより仕上げられ、神の命令となる場合もあるが、その場合でさえも、「たとえ、人間の眼はのがれえても、神の刑罰の下にさらされているのだという観念こそが、最もわがままな感情をも制御しうる動因であるとし、それは人間の利己心によってこそ支えられている。⁽²⁰⁾」のだという見解を示している、こうして宗教が自然の義務感を強化するとしつつもそこに人間的な道徳の一般原則たる性格を主張しているのである。ここには、先稿で述べた第3の‘compensation principle’が内意されていないであろうか？

以上によって、スミスの同感＝是認の原理に基づく、行為の道徳的適正性の判断に関する説明を終えて、第一の問題たる、徳の内容とその性格について述べているところを簡潔に説明する。これについては、やはり『道徳情操論』第7部、第2編「美徳の性質に関して従来試みられた諸種の説明について」において、古代から近代に至るまでの諸学説の中でとりあげられたところの諸美徳を自己の体系の中にとり込んでいるが、それらの位置づけが、自らの是認の原理にもとづいて配置されているということであり、それがスミス説の一貫性であり特徴でもある。正義、仁恵、慎慮の順にのべる。

ところで、はじめに述べたように、同感＝是認の原理の根底には人間の fellow feeling つまりスミスの sympathy を置いているが、そこから生じる人間の行為（動機）には、種々なる情感がまわりつくものである。そして、公平なる観察者による同感において適正、と是認されることは、社会の礎石として最も重要とスミスが考えている正義についても妥当せねばならぬ。ところでこの適正性は fellow feeling という人性の普遍性のもと

だけで、はたして絶対不変的に、継続的に存在するものであろうか。「もしそれが、歴史相対的なものであるとするならば、われわれの判断力に過度の負担をかけることになり、行為の安定性が失われるという危険を生む。それは、正義の重要性からみて、きわめて不都合である。⁽²¹⁾」その不便を救済するために、先述の一般原則に言及せねばならなくなる。もちろんこの一般原則は、正義についていしか当てはまらぬものではないが、しかしその核心は、正義にあることは次の文章から明らかであろう。「……ここに一つの美德があって、この美德に関しては、一般原則はこの美德の要求するあらゆる外部的動作を最大の正確さをもって決定する。この美德はすなわち正義 (justice) である⁽²²⁾」あるいは、「正義の諸原則はこれを文法の諸原則に比較することができるであろう。その他の諸美德の原則は、これを文章の構造における崇高なものや優美なものを表現するために、評論家が設けている諸原則に比較することができるであろう。……そのように、われわれが、この原則を知ることによって、あらゆる場合に慎重に、(with prudence)、正しい大度 (with just magnanimity) もしくは適切な仁恵 (proper beneficence) をもって行動するように確実にわれわれに教えることのできる原則というもの⁽²³⁾は存在しない。……」。

この意味において、正義 (の徳) は、直接的な同感の原理に基づくというよりも、道徳の一般原則を媒介 (それも同感の原理により形成されることは上述の通り) にして、間接的に最も広く社会をおおう形で形成されるものである点で、異なるとともに、そうであるがゆえに国家的強制力と結びつくものである点でも、その他の徳と異なる、スミスは、この正義を、消極的仁恵とも呼んでいる。自然法と実定法の区別、相異が生じ、それらをめぐる諸問題が生じることも当然であろう。

正義に対して、その他の徳については、同感=是認にいたる過程に、その成立の契機がある。「観察者が主たる当事者の情操 (sentiment) に移入しようとする努力と、主たる当事者が、観察者が調子を合わせてついてゆける程度にまで、自分の情感 (emotion) を引き下げようとする努力と、この

二つの異なる努力を根拠として二種類の異なる徳が成立している⁽²⁴⁾

そこで、観察者側からの努力を根拠にして、「すなわち、やさしい、愛すべき美徳、腹藏のない謙譲の美徳ならびに寛大な人間愛の美徳」のごときものが形成せられ、他方、当事者側からの努力を根拠として、「偉大な、畏敬すべくかつ尊敬すべき美徳、自己否定の美徳、自己統制の美徳」のごとき情感の支配ともいうべき美徳が成立する。

そして、これらを、人間行為におけるその性格の差にもとづいて、慎重 (prudence)、仁恵 (beneficence)、ならびに自制 (self command) の徳についての説明とそれらの関連について論じているが、紙巾の関係で省略するが、上に引用したスミスの文章からも推測せられるように、徳は、単に道徳的に適正たる水準をはかるかに超えて、非常にすぐれたものであり、たたえられ祝福されるべきものとしての文字通りの美徳 (virtue) の段階から、一般的に、同感承認により適正とされる徳に至るまでの、さまざまな段階が存在されることが含意されているとみるべきである。実際、スミスは、三段階に区別をしており、第二段階の徳は、多くの場合、最も完全な道徳的適正をもって行動するためには、最も下らぬ人間がもっている平凡な普通程度の感覚力または自制力しか必要でなく、ある場合には、その程度の感覚力や自制力すらもこれを必要としない程度の徳の段階であり、第三段階は、道徳的にみて最も完全に適正であるとはいいがたい行為であっても、それが自制により一定の限界内にとどまっている場合の徳の段階である。

IV. 補償原理を媒介とする調和

ここで、人間の欲望についてのスミスの観察するところをみてみよう。

「われわれが自分の富貴を誇示し、貧困を隠そうとするのは、主としてそうした人類の諸感情を顧慮するからである。この世のすべての苦勞や葛藤は一体何を目的としているのであろうか。貧欲・野心の究極の目的、すなわち富と権力ならびに卓越 (知識の探究と美徳の実践) とを追求する最後の目的は一体何であらうか、……人類社会におけるすべての異なる階層を

通じてみられるかの競争（心）は、一体どこから発生するだろうか。われわれが通常〈自分の地位の向上〉と呼ぶかの人生の大目的を追求するのは、何の利益があるためであろうか。他人につくづく眺められること、他人に傾聴せられること、他人に同感と好意の称讃とをもって遇せられること、われわれが右の目的からえようとする利益はこれに尽きる、われわれの関心を掻き立てるのはむしろ虚栄であって安楽とか快樂とかではない。⁽²⁵⁾ しかもこれらを遂行しようとする人々に、その仕方に応じて二つの性格を付与することになるとする。一つは高慢なる野心と飽くことを知らぬ貪欲との性格であり、他は控え目な謙譲と公正なる正義の性質である。しかもその際、人性の常として、富者や権力者を賛美、崇拜し、貧者や下賤の者を軽蔑するか、もしくは無視する傾向があるが、そのことがまた、一面において身分の差と秩序とをもたらし、かつその維持をもたらすけれども、他面において我々の道徳情操を頽廃せしめるものでもあるとみている。

これまで論じたことを図示してみよう。

もし次図に示したことが認められうるとするならば、確かに、スミスは二つの主著の間において調和的世界の可能性を構想、示唆しているとみる周知の見解もうなずかれるものであろう。しかしながら自己斯曠に象徴される自己ならびに、これらの著作の中で歴史的な観察を通じての諸階級の行動様式の冷静な洞察者たるスミスが、現実の世界とヴィジョンとしての調和的世界を単純に二重に重ね合わせることを考えたなどということはありえないようにも思われる。そのことは、同感＝是認に基づくスミスの体系の根幹をなすものが、行為の動機（あるいは結果）への理性的、自省的、想像的同感作用にあること、同感的情操をもって諸行為を観察する行為主体は「公平無私なる観察者」であって、本来、字義通りに解釈するならば、自らをとりまく通常一般的な隣人たる以上に普遍的人間性を意味するものと考えなければならないからである。

これと関連して注目すべきことは、行為あるいは道徳の一般原則の存在とその尊重とが、人間社会在立の基盤であるとしながらも、『道徳情操論』

の議論では、一度も、それが普遍的妥当性をもつある特定の内容を持つと
いっていないことである。この点について、A. スキナーは次のごとく述
べている。「何をくなし、あるいはなさないこと」が適当かつ適切である
かについての考え方が同一の時代でも社会が異なれば、異なり、また同一
の社会内でも時代が異なれば、異なるという事実にスミスが気づいていた
ことをありのままに反映しているといつてよい。……前者についてはモン
テスキューからの深い影響により、後者については歴史的变化の動態に対
する彼自身の初期の関心を反映しているものである⁽²⁶⁾」。このことは、スミ
ス自身述べているように、当為の問題 (matter of right) ではなくて、人間
という非常に弱くかつ不完全な動物の行為についての matter of fact の研
究であるという認識に結びつくものである。

この意味でも、特定の歴史、社会を越えた一般性を持つものといいうる
ものであって、スミスの時代からみて後世の現代においても、「公平なる
観察者」によって matter of fact として同感是認されうるものが、徳の体
系をなすものといいうるであろう。またこのことが、余談ではあるが、ス
ミスが『国富論』よりも『道徳情操論』に愛着をもっていたといわれる理
由ではないかとも思われる。

さて、ここにおいて、補償原理の位置を定める作業を行なうことにする。
先ず、先稿および本稿で述べたところの、同一階級内での pecuniary com-
pensation あるいは imaginary compensation は、まさに想像的同感の働き
により達成されうるものと考えられるということであり、平等あるいは平
準化の方向への作用をもつものである。それが自然価格論における平均賃
金率、平均利潤率の考えの根底にある考えであると思うのである。それは
また、〈労苦と骨折り〉に対する埋め合わせとしての compensation とも見
られるべく、現代の compensation of employeesに通ずるものでもあるが、
機会費用こそが費用の定義として適切なものとしてとらえうるならば、反
対給付に該当するところのより広く経済の基礎的諸概念に対応しうる概念
であるともいえよう。

それはともかくこの点について、スミスは、労働の平均的賃金を確定することの困難さを認識しつつも、なお、当時の実定法的諸規定における悪法が廃止されれば、補償的作用により日常的にみて平均的な賃金（賃金の自然率）を想定しうるとし、他方、資本の利潤率については、これさえも減多に決定できるものではないが、補償作用を考慮すれば、貨幣の貸借に支払われる金利の動きからして、ある程度推測しうるとみている。つまり通常の市場利子率の変動から、逆に平均利潤率を推定しうるのではないかという。鋭い指摘であると思うが、シュムペーター的企業家像よりみ劣りするといった、不満も残るが、スミスに則して理解するならば、そこから逆に、平均的賃金、平均的利潤（率）を所得として受け入れる人あるいは、それらの集合としての平均的な労働者像（階級）と平均的資本家像（階級）が抽出されると見るべきではないのか。

異なる階級相互内において作用する補償原理については上述の通りであろう。

スミス自身は、階級認識において、マルクスの言葉でいうところの生産関係的視点（分配面）からよりも、より生産力的視点（生産面）から見ていたことは周知の通りであろう。その時代の歴史状況に支配されていたために、他の視点が薄くなったという論考も、一面の真理であろう。そして、階級対立も、熾烈な対立抗争（革命に至る程の）もあれば、より穏やかな、双方の対話において解決可能な途もある。歴史はその双方を実行し、しかもその総体としては、さらに非合理的、盲目的な衝動と結びつき、そこに事後的にも、また事前的な意味においても、巨大な補償過程の連鎖をその部分として持っている。そこに現実の歴史の展開があると見ざるをえないのではないのか。これは、ダイナミックな補償原理と呼ぶのがふさわしいように思われる。

しかし、スミスが、生産的労働として三階級をひとまとめにして（地主の土地改良行為を含むがゆえに）、それに対して国家の機能役割を、有用ではあるが、不生産的労働として把握していること、あるいは『国富論』

冒頭の「一国民の年々の労働は、これにその年々消費する生活上の一切の必需品と便利品とを供給する所の本源で、それは常にこの労働の直接の生産物か、或はその生産物をもって他の国民から購われるものか、より成る」、⁽²⁷⁾といていることは、スミスが資源の配分（配置）を含めて生産こそが経済の根幹であって、それは分配に優先するという認識を示しているものと、とらえるならば、階級対立は越えうると信じていたのかも知れない。また、スミスが、その道徳体系の根幹である同感＝是認の原理の背後に、同胞感情たる同感を据えている意味もそこにあるのではないかと思われる。

これらの問題はスミスが『道徳情操論』で想定する人間とは普遍的な人間一般なのか、それとも、特定の階層に属する人間であるのかという問題に関連するものでもある。そしてこれは、結局のところ、他者（第三者）でもあり自己でもあるそれらの統一的存在としての〈公平なる観察者〉をどう理解するかという問題に帰着することになる。その際上述のごとく、スミスが徳の段階を論じていることを想い起こすならば、真の賢者（哲学者）たる人々にとっての最高の道徳は、いわば、自己是認をもって完了しようと考えられるけれども、社会を構成する大多数の人々にとっては、そのような最高の道徳は望むべくもなく、第二級の徳の実現を目的とせざるを得ないとのスミスの認識は、現実的なものであろう。そうであるならば、自己をとりまく、第三者たる、公平な隣人による適正性の判断により多く依存せねばならぬことも、明らかであろう。当時の大多数の人々とは、彼らの労働によって生計をたてている階層の人々であり、それが、中層・下層階級に属する人々であるとする見解は周知のところでもあろう。

「中位のあるいは下層の生活状態にあっては、徳への道と少なくともかような生活環境にある人達が当然到達できると期待していいような富への道とは、幸いにも大概の場合にほとんど一致している。……それ故に、かような境遇にある人々に対しては、われわれは一般に相当の程度の徳を期待していいわけである。しかもよき社会道徳にとって幸いなことには、大

部分の人類が、このような境遇におかれているのである。⁽²⁸⁾

ここに「公平なる観客者」は、普遍的、抽象的、理念的、想像の人間であるとともに、すぐれて経験的、特殊の人間でもあり、そのことが道德の一般体系としての性格と他面におけるその現実対応の性格を併せもつものといいうるのである。

ここには経験論者スミスとそれから帰納した一般体系の普遍性に対する要求との格闘の妥協の産物として、平均的なものを考案せざるを得なかったのではないと思われる。そこに、平衡化、平均化作用を有する補償概念が結びつく契機があるのではないかと思うのである。

従ってまた、その平均的なものも、時代背景とともに変りうるものであろう。大河内氏は、その平均的なものを当時の the middling and inferior status of life にあった人々の同質的な複合的存在として把握されている。すなわち彼らは独占的商業利潤や主として地代によって代表される the superior status of life に対立して、「労苦と骨折り」による収入を代表していたのであり、その限りにおいては、かれらの上層部をなすミドル・クラスの「利潤」と「下層の階層」を代表する収入としての「賃金」とは明らかに共通の利害の上に立っていたと論ぜられている。そこには階級間（特に中・下層階級間で）の周流の可能性があったとする見方であって、こうした歴史的把握は筆者の能力を越えている。ただしかし、上述スミスの三大階級の認識とどうつなぐかという問題は残るであろう。

しかしながら、もしその見解が妥当なものであるならば、とくえて、市民社会（商業社会）以降の歴史の中に、一貫して流れているところの、市場的結合の拡大、深化の方向の中で、未分化な階級状態から明白に意識した階級へと転化してきたにしても、逆にそのことの中に、事情に精通した公平な観察者となりうる可能性が、半面においてあるように思われる。いわば、タテの同感とヨコの同感が輻輳することにより、異階級間の同感が再び成立する可能性があるのかどうかという問題に結びつくであろう。この点について、多元社会化の方向が⁽³⁰⁾いかなる方向に、同感を導くかの問

題と強く結びつくものであろう。

そこでは排除されている分析社会的な多元性の概念も重要であると思うのであるが、これらについては、次の機会に論じることにする。

以上で本稿を終えるに際して、上述したところより、また、簡単にふれたところではあるが、個（人）と社会を結ぶ場合に重要な意義を持つのが、作用因 (efficient cause) と目的因 (final cause) の相互関係である。それは周知の通り神の見えざる手に結びつくものでもある。

スミスはそれを自然の斯瞞 (deception of nature)⁽³¹⁾あるいは、自然の叡智 (wisdom of nature) とも呼んでいるが、筆者はこれこそ、まさに偉大なる自然の補償作用と呼んでもよいようにも思うのである。これらを総合して推察してみても、はじめて、スミスが、なぜあのように『国富論』ならびに「道徳情操論」において〈補償〉なる概念を多用しているかが理解できるのではないであろうか。補償作用の平衡化作用、しかもその半面の明るい、調和的な側面を強調することにより、自らの調和的体系をつくり上げたのではなかろうか。

つまり、そこに natural course of things としてのスミスの調和的体系の基本的概念としての補償概念（補償原理）の位置、役割が存在するのではないであろうか。卑少なるものから壮大な展開に及ぶ補償原理を媒介とする自由の弁証法的発展の連鎖の中での調和（バランス）の可能性についての言及が、正に神の見えざる手ということではないであろうか。ご教示、ご批判をお願いする次第である。

(1) 拙稿、「〈補償原理〉について」、広島経済大学研究論集、第9巻第2号、1986。

(2) 上掲、p. 85.

(3) スミスは『国富論』の中で階級なる言葉としてその他に class, order という語を用いている。例えば, the superior classes (the lowest class), the highest orders of people, the lower (the inferior) ranks (orders) of people. the middle (middling) and superior ranks of people, など、諸階級の時代的背景を含め、スミス研究については、先学者の諸研究があるが、これら NTT にも比すべき存在に対して筆者

の如き、NCC (new common carrier) にとっては、将来参考にすべき書を知り得たことも大きい成果でもあった。ここでは当面、大河内一男編『国富論研究』Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの各第三部座談会およびアダムスミスの会、大河内一男編『アダム・スミスの味』の大河内論文「アダムスミスにおける〈人間〉の問題」を参照した。

- (4) A. Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, edited, with an introduction, notes, marginal summary and an enlarged index by Edwin Cannan, M. A., LL. D, with an introduction by Max Lerner, The Modern Library Edition, New York, 1965. (以下 WoN と略す) pp. 242-243. 竹内謙二訳『国富論』上, 中, 下, 1981, 千倉書房, 上, p. 323.
- (5) *ibid.*, pp. 248-249, 同訳前掲書, pp. 330-331.
- (6) *ibid.*, p. 249, 同訳前掲書, p. 331.
- (7) *ibid.*, pp. 249-250, 同訳前掲書, pp. 332-333.
- (8) S. Homer, *A History of Interest Rates*, 2nd ed., Rutgers Univ. Press, New Brunswick, U. S. A., 1963. の Summary Tables と, Charts を参照。
- (9) A. Smith, *The Theory of Moral Sentiments*, ed. D, P, Raphael and A, L Macfie, 1976, The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith, Clarendon Press, Oxford. (以下 TMS と略す。) p. 50, p. 62. 米林富男訳『道徳情操論』(上)(下), 未来社刊, 1978. 訳文については, 邦訳の通りにしなかった。
- (10) *ibid.*, p. 265. 同訳前掲書(下), pp. 559-560.
- (11) *ibid.*, p. 315. 同訳前掲書(下), p. 661.
- (12) *ibid.*, p. 320. 同訳前掲書(下), pp. 669-670.
- (13) 同訳前掲書, 秩序, p. 1.
- (14) *ibid.*, pp. 9-11, 同訳前掲書(上), pp.41-44.
- (15) *ibid.*, p. 27. 同訳前掲書(上), p. 78.
- (16) *ibid.*, p. 137 and Part III chap.3 cf. 同訳前掲書(上), p. 302, 及び第3部第3章参照。
- (17) *ibid.*, pp. 156-159. 同訳前掲書(上), pp. 341-344.
- (18) *ibid.*, p. 1. 同訳前掲書(上), p. 344.
- (19) *ibid.*, pp. 161-162. 同訳前掲書(上), p. 351.
- (20) *ibid.*, p. 170. 同訳前掲書(上), p. 366.
- (21) 経済学史学会編『〈国富論〉の成立』岩波書店, 1976. 所収の木崎喜代治「スミスにおける有徳の人について——ルソーとの対比において——」p. 34.
- (22), (23) *ibid.*, pp. 175-176. 同訳前掲書(上), pp. 375-378.
- (24) TMS., p. 23. 同訳前掲書(上), p. 71.
- (25) *ibid.*, p. 50, p. 62. 同訳前掲書, pp. 130-131, p. 150.
- (26) A. A. Skinner, 編『国富論』の序文, 川島信義他訳『アダム・スミス社会科学体系序説』未来社, p.53.

- (27) WoN., p. 1vii, 同訳前掲書. 上. p. 3.
- (28) TMS., p. 63. 同訳前掲書. pp. 151-152.
- (29) 大河内前掲書. pp. 143-155.
- (30) 丸谷氏は次の四つの多元性を示している, (1)分析社会学的概念, (2)混合体制, (3)多元集団化, (4)勢力配置の多極化。『変貌する経済体制』野尻武敏先生過暦記念論集刊行会編所収の丸谷冷史論文「多元社会とその諸問題」, p. 4.
- (31) TMS., pp. 179-187. 同訳前掲書 (下) pp. 385-398.